

仙台市発注工事における三者会議実施要領の運用について

1 対象工事

「仙台市発注工事における三者会議試行要領」（以下「要領」という。）に該当し、設計図書に明示された工事を対象とする。なお、工事の現場条件が特殊又は高度な技術を要する等、施工者に設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事の主な例は、次のとおりとする。

- 橋梁上・下部工を含む工事
- トンネルを含む工事
- 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁を含む工事
- 内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類を含む工事
- 高さが3m以上の堰・水門・樋門を含む工事
- プラント等の重要な地下構造物を含む工事
- 共同溝・電線共同溝を含む工事
- 上記以外で発注者が必要と認める工事

2 特記仕様書の明示

要領に定める特記仕様書への明示は次のとおりとする。

項目： 三者会議

内容： 本工事は、「仙台市発注工事における三者会議実施要領」に基づき、工事着手前等に当該工事の発注者、受注者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、当該工事の設計意図や留意点等の各情報を共有し、設計図書と現場の整合性を確認、協議するために行う「三者会議」を実施する対象工事である。

受注者は「共通仕様書（土木工事編Ⅰ）1-1-3（設計図書の照査等）」により設計照査等を実施し、監督員に結果を確認できる資料及び質問書を書面により提出すること。

なお、開催回数は工事着手前の1回を基本とするが、発注者が必要と認めた場合は複数の開催ができるものとする。

3 設計者との契約

発注者は要領に基づき、設計者と次のとおり委託契約を締結するものとする。

(1) 契約種別

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び仙台市契約規則第16条の2第1項第6号（随意契約の範囲）に基づき随意契約とする。

(2) 業務委託料の算定

ア【業務委託料の積算】

土木工事標準積算基準書Ⅲ 3-1-1 土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

＝〔（直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）

＋（一般管理費等）〕×〔1＋（消費税率）〕

イ【直接人件費（会議に要する費用）】

1回当たり主任技師0.5人と技師(A)0.5人の計上を原則とする。

ウ【旅費交通費】

土木工事標準積算基準書Ⅲ 参 1-2-4 旅費交通費（仙台市読替版）に基づき計上する。

エ【特記仕様書の例】

〇〇〇〇工事三者会議業務委託特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「〇〇〇〇工事三者会議」に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、〇〇〇〇課が発注した〇〇〇〇工事において、「仙台市発注工事における三者会議実施要領」に基づき、施工者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」において、設計意図の伝達を行うものである。

第3条 業務内容

受注者は「三者会議」において、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図を説明するとともに、発注者、施工者から提起された課題などについて情報共有を図るほか、その解決策の検討を行うものである。

なお、「三者会議」の開催は〇回を想定している。

- ・実施日：発注者が指示する。
- ・実施場所：発注者が指示する。
- ・出席者：当該工事の設計を担当した管理技術者及び担当技術者各1名とする。ただし、その技術者が出席できない場合は、発注者と協議のうえ、代理を出席させることができる。

第4条 疑義

本業務において、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。

4 業務履行の確認

業務委託契約書または委託業務請書、及び特記仕様書等に基づき、契約の相手方から、三者会議に関する資料を添付した業務完了の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この運用は、令和8年2月27日から実施する。
- 2 『「仙台市発注工事における三者会議試行要領」の運用について』は、令和8年2月26日をもって廃止する。